

公立大学法人秋田公立美術大学第 2 期中期目標
期間の終了時の検討結果について（案）

地方独立行政法人法第 79 条の 2 第 1 項の規定に基づき、公立大学法人秋田公立美術大学の業務を継続させる必要性、組織の在り方、その他その組織及び業務の全般にわたる検討の結果および所要の措置の内容について、同条第 3 項の規定により下記のとおり公表する。

記

1 検討の結果

秋田市公立大学法人評価委員会による「第 2 期中期目標期間の終了時に見込まれる業務実績に関する評価結果」等から、公立大学法人秋田公立美術大学の業務運営は適切に行われているため、引き続き同法人に業務を継続させることが妥当であると認める。

2 所要の措置

公立大学法人秋田公立美術大学第 3 期中期目標の策定を通じて、組織の在り方、その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、当該目標を同法人に指示することをもって所要の措置を講じたものとする。